

発議第 23 号

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）の提出について

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 12 月 25 日提出

提出者 伊賀市議会議員

稲森 稔尚

百上 真奈

記

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）

安倍政権は、多くの国民が反対や慎重審議を求めている特定秘密保護法を、衆議院で11月26日、参議院で12月6日、強行採決の末に成立させました。

特定秘密保護法は、政府にとって都合の悪い情報を隠し、それらを漏らしたり情報を知ろうとする者を最高で懲役10年もの重罰に科すというものです。

政府は「我が国の安全保障に関する事項のうち、特に秘匿することが必要である」事項で、「防衛」「外交」、さらに「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について、「特定秘密」に指定するとしています。しかし、何が秘密に指定されたのかは、国民に一切知らされることはなく、定義することが極めてあいまいな「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」を理由にすれば、広範な情報を秘密にすることができ、政府にとって都合の悪い情報を国民の目から隠すことが可能になります。

また、情報に接近しようとする様々な行為が処罰の対象となり、報道機関、ジャーナリスト等の自由闊達な取材活動や、国民の知る権利、情報公開を求める取り組み、さらには国会議員の国政調査権をも大きく制限される恐れがあります。その他、公務員をはじめ秘密を取り扱う人を対象とした「適正評価」によって、身辺調査が行われ、思想信条の自由やプライバシー権が侵害されることとなります。

よって本市議会は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を高く掲げた日本国憲法の理念が遵守される社会を望み、それらの理念を根底から揺るがす特定秘密保護法を、十分な審議も尽くさないまま数の力で強行採決が行われたことを厳重に抗議するとともに、撤廃することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月25日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

法務大臣

特定秘密保護法担当大臣 宛